

(様式第3号)

大野城市一般廃棄物処理基本計画（令和7年度改定案）に関する
パブリック・コメント意見募集の結果

令和8年3月15日
環境経済部循環型社会推進課

1 結果の公表期間

令和8年3月15日 ～ 令和8年4月15日

2 結果の公表方法

◇次の場所での閲覧

- ・市役所（本館1階ロビー、新館3階行政資料室、新館4階循環型社会推進課）
- ・まどかびあ図書館
- ・各コミュニティセンター
- ・すこやか交流プラザ
- ・青少年の居場所「ユープレ」

◇市ホームページへの掲載

3 その他必要な事項

決定した計画は、市ホームページで公表します

4 意見募集の結果

1人 意見2件（うち計画等への反映 有：1件 無：1件）

【提出された意見の概要】

別紙のとおり

【意見に対する考え方】

別紙のとおり

(様式第3号)

項目(種類)	意見概要	意見に対する市の考え方
<p>48 ページ 第4章 ごみ処理基本計画 第2節 目標のための施策 2 重点施策(新規) ①プラスチック類のリサイクルの推進</p>	<p>プラスチック類のごみ削減において、大型プラスチック製品の回収と再資源化が有効と考える。ごみ減量効果が高く、達成感もあり市民の協力が得られ易い。逆に、プラスチック容器類の分別は手間がかかる一方で、量が少なく分別が難しいと思う。プラスチック類について、具体的で踏み込んだ取り組みを検討すべきである。</p>	<p><u>今後検討していく内容であるため、計画には反映しませんが、市の考え方は次のとおりです。</u></p> <p>ご指摘どおり、特にプラスチック容器類の分別回収には、課題が多くあります。そのため、実施方法については今後慎重に検討を行っていきたいと考えています。実際にご指摘の方法から試行を始めている先進自治体もあるため、選択肢の一つとして、今後の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
<p>81 ページ 第6章 生活排水処理基本計画 第1節 生活排水処理基本計画</p>	<p>なぜ生活排水処理基本計画が、一般廃棄物処理基本計画の中にあるのか分からない。また、全て公共下水道に接続すべきと考えているのか、油脂類の排水や過剰な洗剤使用を避けるよう呼びかけているのか、方針もわかりにくかった。</p>	<p><u>意見に基づき、生活排水処理基本計画が一般廃棄物処理基本計画の中に記載される理由を追加します。</u></p> <p>74 ページ第5章第1節冒頭に下記文書を追加します。</p> <p>「生活排水の処理については、『ごみ処理基本計画策定指針』（環境省策定）に基づき、一般廃棄物処理基本計画の中に記載することが定められています。」</p> <p><u>方針について、処理計画区域内の公共下水道への未接続の家庭などに対しては全て接続すべきと考えています。併せて市民の生活排水に対する意識啓発活動の強化が基本方針となります。</u></p> <p><u>様々な事情があり公共下水道への接続ができない地区においては合併浄化槽の普及・促進を行うという主旨で記載を行って</u></p>

(様式第3号)

		<p><u>いましたが、ご指摘のとおり分かりづらく なるため、合併浄化槽の記載を削除するな ど、基本方針の記載を修正します。</u></p> <p>81 ページ第6章第1節基本方針を下記の とおり修正します。</p> <p>「・油脂類の排水や過剰な洗剤使用を避け るなど市民の生活排水に対する意識啓発 活動を強化します。</p> <p>・水洗化(下水道への接続)の普及、啓発を 推進します。」</p>
--	--	--